様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用						
		契約数連動費用	トラヒック連動費用				
				接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	ＭＮＰ転送機能	ＳＭＳ伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費焼却							
減価償却費							
固定資産除却費							
通信設備使用料							
租税公課							
合　計							

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

２　「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

３　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価参入営業費明細表）を併せて提出すること。

２　データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送役務に係る費用				
		回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用		
				接続料対象外費用	接続料原価
営業費					
運用費					

施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費焼却					
減価償却費					
固定資産除却費					
通信設備使用料					
租税公課					
合　計					

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。

２　「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・ＢＷＡ」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

３　「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が分かるように記載すること。

４　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価参入営業費明細表）を併せて提出すること。

３　機能別接続料原価参入営業費明細表

		音声伝送交換機能に参入する営業費の額	データ伝送交換機能に参入する営業費の額	ＭＮＰ転送機能に参入する営業費の額	ＳＭＳ伝送交換機能に参入する営業費の額
営業費					
	電気通信の啓発活動に係るもの				
	エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
	周波数再編の周知に係るもの				
	合　計				

注　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。